

第3次泉大津市財政運営基本方針

令和8年6月
泉大津市

【目次】

1 策定にあたって	3
(1) 策定の経緯と位置づけ	3
(2) 策定の考え方	3
(3) 基本理念	3
(4) 期間	3
2 第2次泉大津市財政運営基本方針の実績と評価	4
(1) 財政健全化指標等の推移	4
① 実質公債費比率	5
② 将来負担比率	6
③ 経常収支比率	7
(2) 実質収支の推移（普通会計）	7
(3) 連結実質収支の推移	8
(4) 財政調整基金残高及び基金残高の推移	9
(5) 地方債残高の推移	9
(6) 土地開発公社における保有残高の推移	10
3 第3次泉大津市財政運営基本方針の策定にあたって	11
(1) 今後の財政運営における留意事項	11
① 市税収入・普通交付税等	11
② 公共施設適正配置基本計画【第2期】の推進	11
③ 地方債発行額	11
④ 病院事業会計	12
(2) 5年間における収支見通し	13
① 普通会計	13
② 財政調整基金残高	14
③ 普通建設事業	14
④ 連結実質収支	15
⑤ 地方債残高	15
(3) 財政健全化指標	16
【参考資料】	17

1 策定にあたって

(1) 策定の経緯と位置づけ

本市は、「第4次泉大津市総合計画」に示す「めざす姿」の実現に向けて、その前期期間においては、「泉大津市財政運営基本方針」(平成28年度～令和2年度)に、後期期間においては「第2次泉大津市財政運営基本方針」(令和3年度～令和7年度)に基づき、行財政運営に努めてきました。

このたび、「第5次泉大津市総合計画」が始まり「第2次泉大津市財政運営基本方針」が終了する令和7年度に、同方針の後継となる「第3次泉大津市財政運営基本方針(案)」を策定しましたが、総合計画と財政運営基本方針との関係性は従前と同様であり、本方針においても、現行の総合計画のもと、施策の展開方向に沿った今後の財政運営についての考え方を取りまとめているものです。

具体的には、「第2次方針」の実績と評価、及び令和8年度から令和12年度における財政健全化指標の推移のもと、収支見通しをはじめとし、財政調整基金残高の推移等を示し、本市の安定的な行財政運営を実施するための基本的な方針となるものです。

(2) 策定の考え方

自然災害の頻発化、国際情勢の変化、人口減少・少子高齢化、諸物価の高騰等、激動変化する社会情勢を踏まえ、本市は、「第5次泉大津市総合計画」におけるめざすまちづくりの実現に向けた取組みを進めていかなければなりません。

これに向けて、柔軟で健全且つ、持続可能で後年度に負担を先送りしない責任ある行財政運営を行う必要があります。不断の行政改革の視点の堅持と共に、今後の公共施設のあり方、病院事業における経営状況については特に留意し、財政健全化法に基づく健全化判断比率の各指標を注視しつつ、健全な財政運営を継続することを主眼とした方針を策定するものです。

(3) 基本理念

「入りを図りて、出づるを為す」

本基本方針の基本理念は、必要な財源の確保を図りながら、各施策・事業の実現をめざす「第2次泉大津市財政運営基本方針」の基本理念を継承するものです。

(4) 期間

令和8年度～令和12年度の5年間とします。

2 第2次泉大津市財政運営基本方針の実績と評価

(1) 財政健全化指標等の推移

現行基本方針を策定した令和3年度は、前年からの新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、企業業績悪化や雇用減少を通じて、市税の大幅減収が懸念されました。しかし、実際には、市税収入の落ち込みはみられず、各種給付金や雇用調整助成金等が効果的に作用したものと思われます。併せて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国による大規模な経済対策等の各種支援や地方交付税の増額に支えられ、地方債発行を抑制した結果、同残高が縮小したものです。これに加え、財政調整基金等の基金残高は、前年度比約10億円の積み増しとなったものです。

令和4年度は、コロナ禍による税収減少が引き続き懸念されたものの、経済活動の持ち直しや雇用の維持により、市税収入は個人市民税、法人市民税ともに増収となりました。一方で物価高騰が本格化し、その影響が急速に拡大したことから、各種の物価高対策を開始しました。

令和5年度は、市税収入の回復局面が明確になり、続く令和6年度は、安定基調に入りつつある一方で、人件費をはじめとする諸物価の高騰は、一時的なものでは無く長期化・定着化する前提で財政運営を考えていく必要が出てきたものです。

このように、財政運営面において、コロナ禍～そこからの回復局面～物価高の影響へと推移してきましたが、結果的に、経済対策の活用など時宜に応じた財政運営を行ったことで、令和6年度の経常収支比率を除くと、おおむね健全であったと評価するものです。

【財政健全化指標等の推移】

(単位：%)

	R3	R4	R5	R6	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	12.66	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	17.66	30.00
実質公債費比率	8.5 (9.8)	8.7 (10.0)	8.9 (9.9)	7.4 (9.9)	25.0	—
将来負担比率	14.2 (47.8)	6.1 (72.0)	9.5 (90.9)	44.6 (101.6)	350.0	—
経常収支比率	91.0	94.8	96.7	100.8	—	—

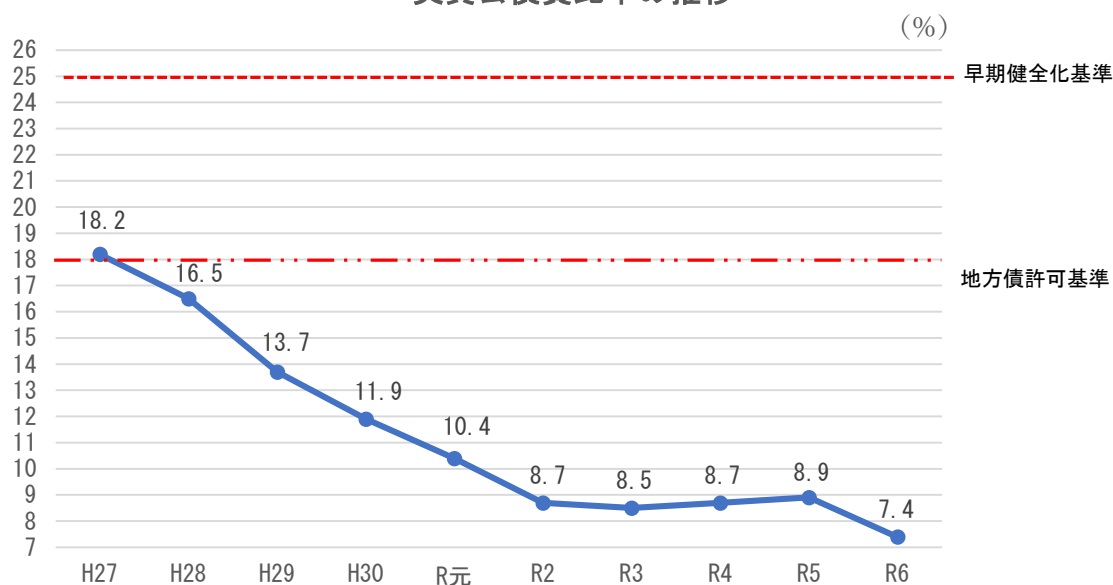
※ () 内の数値は、第2次泉大津市財政運営基本方針の数値

① 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表しています。

実質公債費比率は、過去の公共事業の実施に伴い発行した地方債の償還に加えて、職員の退職手当の財源を賄うため発行した退職手当債の影響により、平成27年度以前は地方債許可基準である18%を超過していましたが、それ以降は減少傾向にあり、現行基本方針のもとで普通建設事業の実施時期を平準化、令和5年度の土地開発公社保有土地買戻しの終了をはじめとし、決算を見通したうえでの地方債発行抑制に努めた結果、近年は8%前後で推移しています。

実質公債費比率の推移



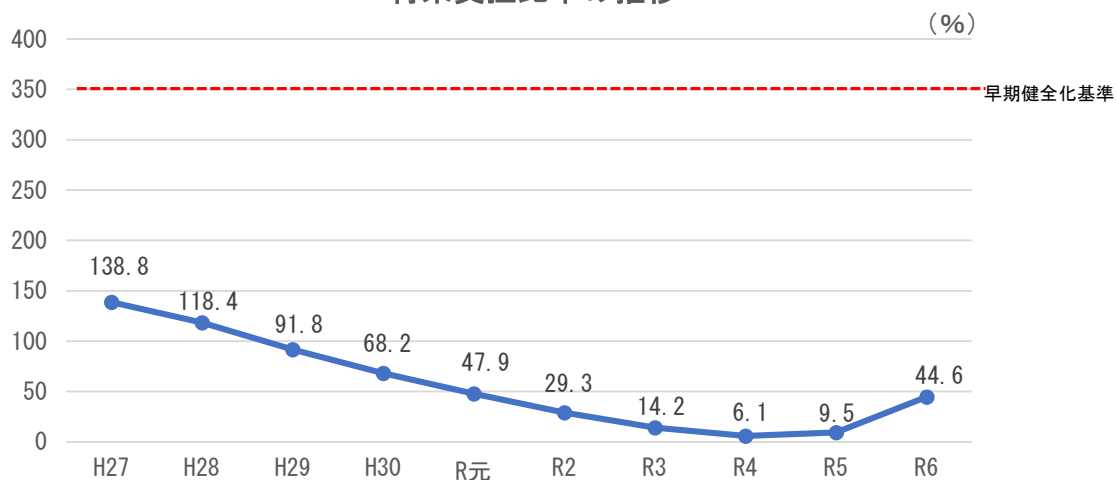
② 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている将来負担（負債）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

過去の公共事業や、職員の退職手当の財源として地方債を発行したことで、平成21年度には246.9%という高い数値を示していましたが、平成27年度以降は減少傾向が続きました。これは、地方債を財源とする事業費の平準化、決算を見通したうえでの地方債発行抑制による地方債残高の減少のほか、土地開発公社保有地の買い戻しや、基金の積み増し等が奏功したものです。

その後、令和4年度に6.1%となって以降は、上昇傾向にあり、令和6年度に44.6%となりました。これは、病院事業会計が泉大津急性期メディカルセンター整備の財源として企業債を発行したことで、一般会計が将来負担すると見込まれる額の増加が主な要因です。

将来負担比率の推移

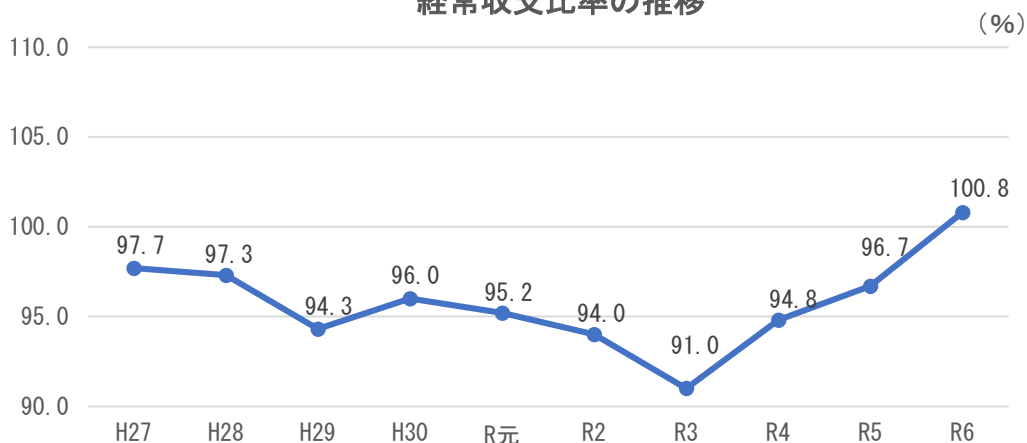


③ 経常収支比率

経常収支比率は、歳出の経常経費に充当された一般財源額の経常一般財源収入額に対する割合をいい、財政構造の弾力性を表す指標です。

現行基本方針では、98%未満となるよう努めるとし、近年は95%前後で推移していました。しかし、近年は物価高騰や人件費の上昇により、経常収支比率も上昇した結果、令和6年度は100.8%となり、硬直した財政状況となっています。

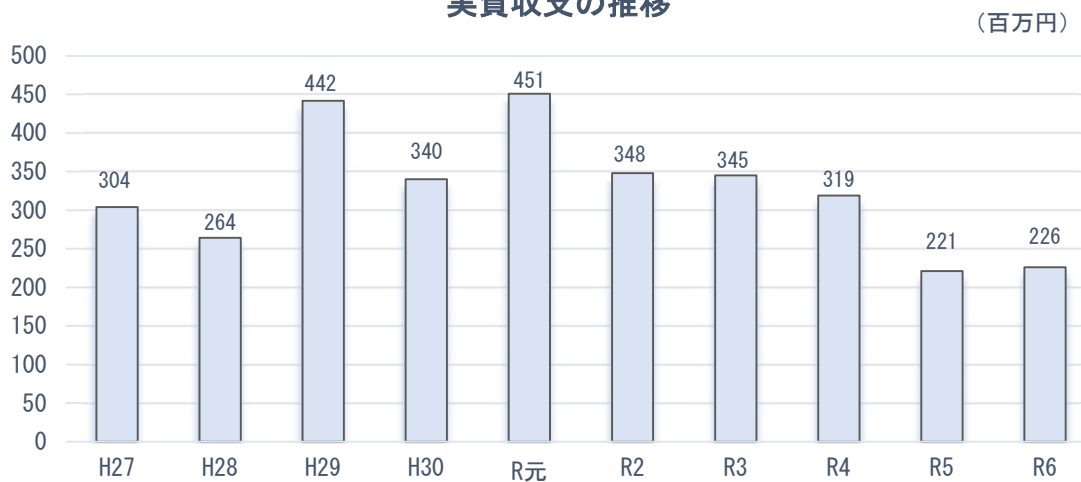
経常収支比率の推移



(2) 実質収支の推移 (普通会計)

普通会計の実質収支については、平成27年度以降、黒字が継続しており、2億円から4.5億円で推移しています。

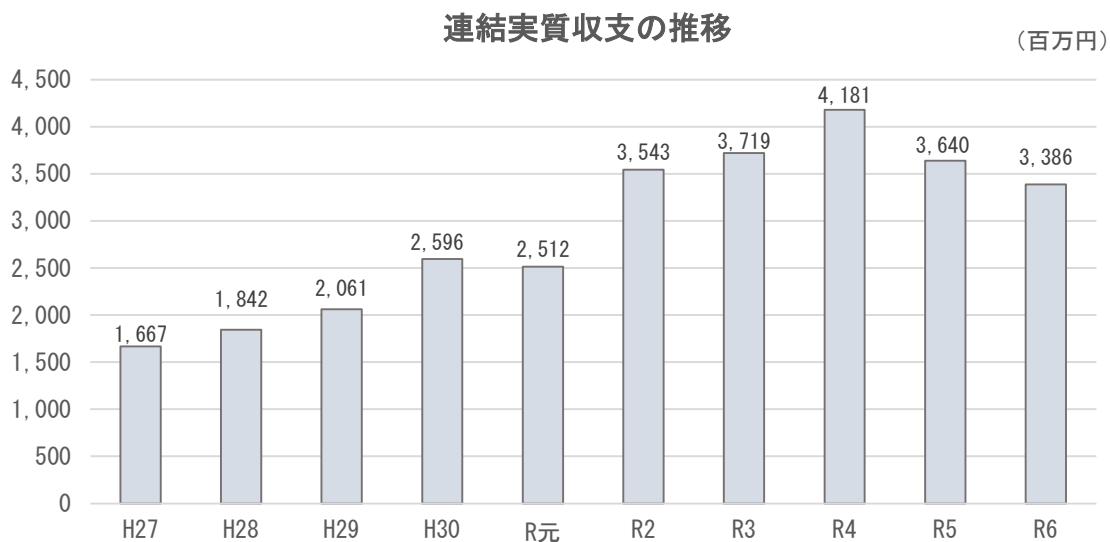
実質収支の推移



(3) 連結実質収支の推移

連結実質収支は、公立病院や下水道など公営企業を含む地方公共団体における全会計の収支合計です。

平成27年度以降、黒字額は16億円から徐々に増加しており、令和4年度の41億円を最大とし、これ以降は、減少傾向にあります。

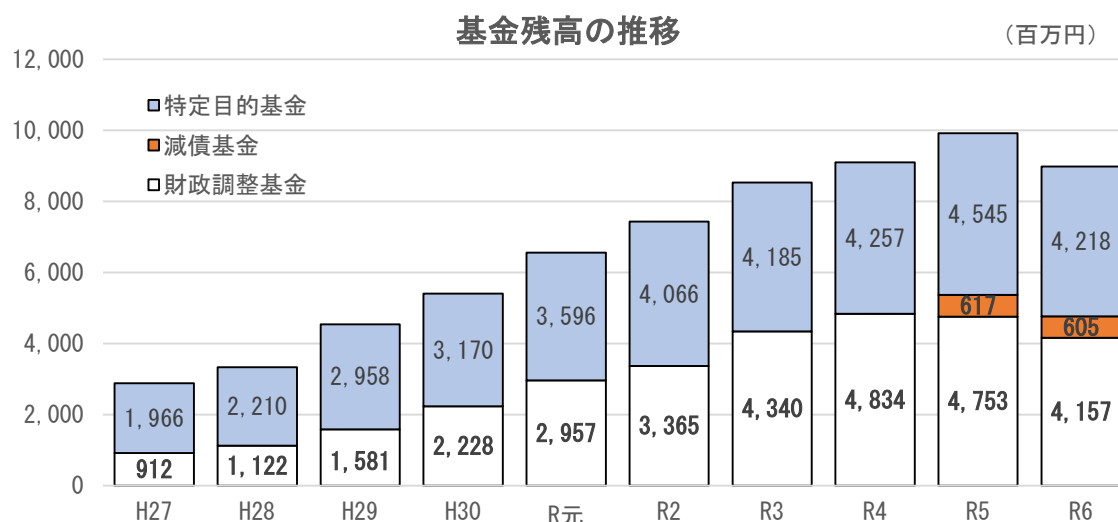


(4) 財政調整基金残高及び基金残高の推移

財政調整基金残高については、災害復旧、その他予測することのできない事業に要する経費や財源不足時の財源として活用するものです。

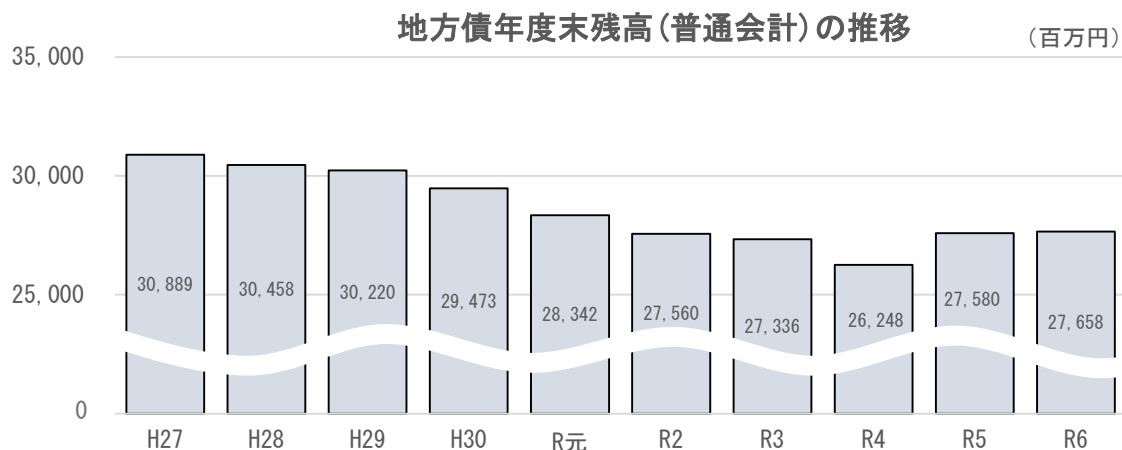
平成28年度以降、増加傾向にあり、令和4年度に、過去最大となる48億円を超える残高となりました。

また、その他特定目的基金についても、平成28年度以降の残高は増加傾向にあり、令和5年度末で約45億円となりました。特に、ふるさと応援基金については、ふるさと納税ポータルサイトの活用や返礼品の充実、PRなどを精力的に行った結果、令和元年度に約8億円となって以降、令和2年度から令和6年度は、約12.5億円から13.8億円で推移しています。



(5) 地方債残高の推移

普通会計地方債残高については、各事業費の抑制と事業実施年度の平準化を図り、令和4年度までは減少傾向にありましたが、近年はやや増加しています。



(6) 土地開発公社における保有残高の推移

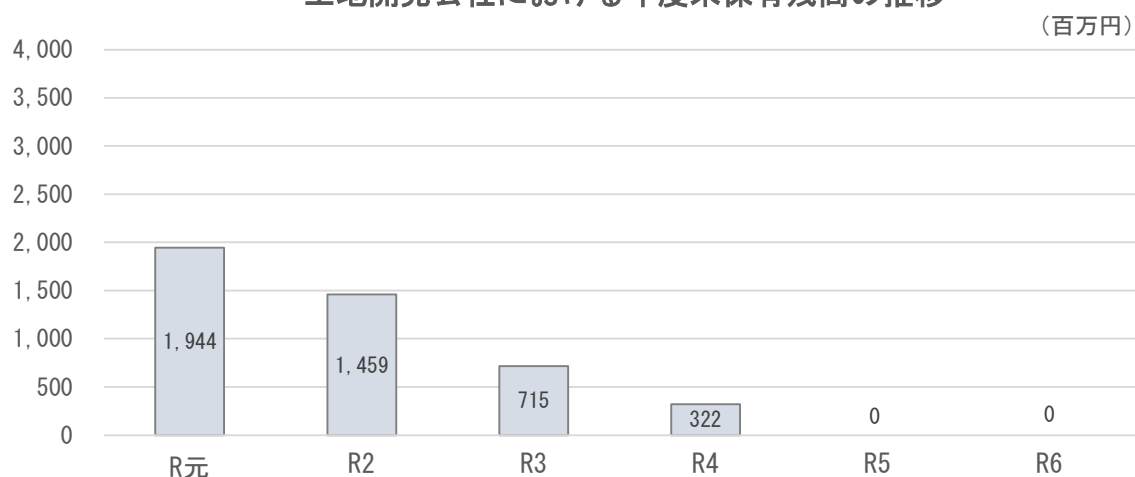
土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地の先行取得などを目的として、地方公共団体によって設立される法人です。

泉大津市土地開発公社は、昭和49年の設立以降、街路、公園等の都市計画事業等に係る用地先行取得事業を行ってきましたが、長期保有による借入利息が市にとって大きな負担となっていました。

そこで、平成26年度から前年度決算剰余金などの財源を活用し、市独自の保有土地の買戻しを実施しました。また、平成30年度に策定した「第三セクター等経営健全化方針」に基づく健全化計画の策定を行い、本計画に沿って計画的な買戻しを行う等、経営健全化を図ってきました。

令和5年6月に保有土地すべての買戻しが完了し、同年度をもって解散、清算手続きを経て、清算終了となったものです。

土地開発公社における年度末保有残高の推移



3 第3次泉大津市財政運営基本方針の策定にあたって

(1) 今後の財政運営における留意事項

経常収支比率が令和6年度に100%を超えた硬直化する財政状況においては、コロナ禍からの市税回復基調や国の各種補助金等が支えとなっているものの、諸物価をはじめ人件費・物件費等の高騰等、構造的な支出増が続くと見込まれます。今後5年間においては、毎年度の収支均衡を第一に、後年度の負担軽減も視野に入れながら、歳出の弾力化と効率的配分を軸に、税収の安定確保、基金の活用を基盤として、財政健全化指標の改善を図るため、以下の点について特に留意し、健全な財政運営に努めます。

① 市税収入・普通交付税等

令和9年度以降の市税収入については、税制改正や少子高齢化の進展に加え、景気動向や雇用・産業構造の変化、社会経済情勢の不確実性等により、見通しを立てることが困難な状況にあります。その一方で、近年、全国的な景気の持ち直しや社会経済活動の活性化、雇用環境の改善等の社会情勢を背景として税収は増加傾向にあることから、令和7年度の決算見込額を基準として見込んでいます。そのうえで、普通交付税については基準財政需要額を適切に見込んだ財政運営に留意します。

② 公共施設適正配置基本計画【第2期】の推進

「泉大津市公共施設適正配置基本計画【第2期】」の推進に係る事業費の算入については、現行の基本計画を踏まえ、各部局から提出された事業実施計画を基に事業費の平準化に留意すると共に、地方債残高の推移を見通しながら反映しました。

なお、現行計画は令和8年度で終了し、令和9年度～令和21年度を計画期間とする後継計画【第3期】へ引き継がれるものです。第3期は、長期、且つ、「必要に応じて大幅な見直しを行う事を考慮した期間」としているため、計画の推進にあたっては、更新費用や維持管理費を含めた財政負担について慎重に見極めることが必要となります。

③ 地方債発行額

地方債の発行については、公共施設等の施設整備の推進をはじめとする事業実施により地方債残高は増加する見込みですが、可能な限り事業費の抑制と事業実施年度の平準化を図ることで、後年度負担の軽減に努めます。

④ 病院事業会計

病院事業会計については、令和6年12月に指定管理者による運営となった泉大津急性期メディカルセンターの開院と同時に、かつての市立病院が周産期・小児医療に特化した泉大津市立周産期小児医療センターとして再スタートしました。

指定管理者による運営で急性期メディカルセンターは原則的に資金不足が生じない収支構造であるものの、公設公営である周産期小児医療センターについては、経営改善に向けた取組みを進めているところであり、本方針作成時点での収支見通しを基に繰出金を計上しています。

これまで病院事業会計へは、本方針により、再編・ネットワーク化による経営形態の変更、並びに急性期メディカルセンターの開設等が円滑に進展するよう資金不足比率が20%を超えないように繰り出しの支援を行ってきたところです。

しかしながら、再編後の周産期小児医療センターについては、人件費や諸物価の急激な上昇により費用が高騰する一方、収益面では公定価格である診療報酬が抑制され費用を転嫁できない構造に加えて、コロナ禍を経た受診控え等により収入が回復していない実態があり、これら収支の動向をもとに編成された令和7年度当初予算は、約25億円の純損失を見込んだものとなりました。今後、病院事業のあり方について、経営形態の見直しを含む抜本的な対策を早急に講ずる必要があるものです。

(2) 5年間における収支見通し

① 普通会計

(単位：百万円)

歳入	区分	R8	R9	R10	R11	R12
	市税	12,510	12,510	12,510	12,510	12,510
	地方交付税	5,774	6,025	6,295	6,547	6,763
	譲与税・交付金	2,958	2,958	2,958	2,958	2,958
	国庫・府支出金	11,612	12,179	12,344	12,571	12,948
	市債	2,504	3,719	2,826	2,991	2,802
	使用料その他収入	3,426	3,994	4,254	3,929	4,148
	計	38,784	41,385	41,187	41,506	42,129

歳出	区分	R8	R9	R10	R11	R12
	人件費	5,988	5,817	6,129	5,783	6,120
	扶助費	12,532	12,992	13,620	14,077	14,534
	公債費	2,718	2,802	2,881	2,937	3,169
	補助費等	4,390	4,434	4,410	4,348	4,329
	繰出金	3,434	3,494	3,554	3,614	3,674
	投資的経費	3,300	5,308	4,044	4,206	3,397
	物件費その他の歳出	6,104	6,183	6,304	6,321	6,603
	計	38,466	41,030	40,942	41,286	41,826

実質収支	318	355	245	220	303
------	-----	-----	-----	-----	-----

② 財政調整基金残高

(単位：百万円)

	R8	R9	R10	R11	R12
財政調整基金年度末残高	4,077	3,936	3,614	3,538	3,348

③ 普通建設事業

(単位：百万円)

No.	事業名	R8	R9	R10	R11	R12
1	庁舎施設整備事業 (受電設備更新、大規模改修工事等)	147	468	646	625	0
2	民間認定こども園等施設整備助成事業	0	38	169	169	0
3	認定こども園施設整備事業	0	9	125	80	0
4	泉大津駅西地区周辺整備事業	376	57	178	0	0
5	公園施設整備事業 (穴師、東雲外市内各公園整備)	204	171	265	138	158
6	二田・寿市営住宅整備事業	581	722	20	129	0
7	通信設備整備事業 (高機能消防通信指令システム 及び消防救急デジタル無線設備更新)	15	675	0	0	0
8	上條小学校整備事業	679	2,021	1,429	0	0
9	楠小学校整備事業	882	627	0	0	0
10	浜小学校整備事業	24	56	485	647	593
11	穴師小学校整備事業	0	48	170	973	1,297
12	戎小学校整備事業	0	0	26	398	0
13	東陽中学校体育館整備事業	0	0	28	441	0
14	(仮称)生涯学習センター整備事業	0	0	0	110	1,020
	その他	392	416	503	496	329
	合計	3,300	5,308	4,044	4,206	3,397

④ 連結実質収支

(単位：百万円)

		R8	R9	R10	R11	R12
一般会計等		318	355	245	220	303
	一般会計	318	355	245	220	303
	土地取得事業特別会計	0	0	0	0	0
公営事業	国民健康保険事業特別会計	0	0	0	0	0
	介護保険事業特別会計	0	0	0	0	0
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0	0	0
公営企業	水道事業会計	1,620				
	下水道事業会計	389	389	389	389	389
	病院事業会計	△ 1,533	△ 2,318	△ 3,286	△ 3,992	△ 4,851
連結実質収支額		794	△ 1,574	△ 2,652	△ 3,383	△ 4,159

※一般会計等及び公営事業会計(公営企業を除く)は実質収支額を、公営企業会計は資金剰余(不足)額をそれぞれ記載している。

⑤ 地方債残高

(単位：百万円)

		R8	R9	R10	R11	R12
普通会計		28,420	29,637	29,958	30,435	30,580
	一般会計	27,997	29,377	29,823	30,388	30,580
	土地取得事業特別会計	423	260	135	47	0
特別会計等		34,245	28,978	27,597	26,047	24,450
	水道事業会計	3,569				
	下水道事業会計	14,653	13,507	12,573	11,676	10,837
	病院事業会計	16,023	15,471	15,024	14,371	13,613
合計		62,665	58,615	57,555	56,482	55,030

(3) 財政健全化指標

財政健全化指標については、令和9年度に連結実質赤字比率において赤字が生じる見込みです。この最大の要因は、病院事業会計の資金不足の累積です。

これまで水道事業会計はじめ、他会計の黒字により補われてきましたが、同年度から、水道事業が、大阪府内42市町村が共同で設立した大阪広域水道企業団へ統合する場合、水道事業会計が連結実質赤字比率算定の対象外となり、顕在化するものです。

その後、連結実質赤字比率は悪化の一途をたどり、令和12年度には早期健全化基準を超過すると見込まれますが、直ちに財政破綻を意味するものではありません。しかしながら、ここ数年において病院事業会計の資金不足比率が経営健全化基準に達する見通しであることから、極めて重大な財政運営上の課題として捉え、その要因となる市立周産期小児医療センターの経営状況が、市財政へ及ぼす深刻な影響を考慮すると、病院事業に対して、経営形態の見直しを含む抜本的な措置を一刻の猶予もなく講ずる必要があります。

連結実質赤字比率以外についても、公共施設をはじめとする施設整備の進捗による普通建設事業実施に伴い地方債発行の増加が想定され、実質公債費比率、将来負担比率の悪化が予測されます。

各指標の悪化を最小限に留めるため、老朽化した公共施設の整備事業が継続するなか、普通建設事業費の総額抑制による地方債残高増加の抑制に努め、将来負担比率及び実質公債費比率の上昇を緩やかなものにすることをめざします。

【財政健全化指標の見通し】

(単位：%)

	R8	R9	R10	R11	R12	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	12.46	20.00
連結実質赤字比率	—	7.75	12.90	16.26	19.79	17.46	30.00
実質公債費比率	5.5	5.7	5.7	5.9	6.7	25.0	35.0
将来負担比率	49.4	71.1	85.1	94.1	100.6	350.0	—

【参考資料】

用語の説明

●あ行

○一部事務組合

普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。また、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合を企業団という。

本市が加入する一部事務組合としては、和泉市、高石市と共同して、ごみ処理場の設置及び維持管理、王子川都市下水路の維持管理を行う泉北環境整備施設組合などがある。

○一般会計

地方公共団体の基本的な行政運営を行うため、議会・教育・福祉・消防などの経費を計上した会計。

○一般財源

使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。主なものとして、税・地方交付税などがある。

●か行

○解消可能資金不足額

事業の性質上、構造的に資金不足額が生じる事由がある公営企業において、公営企業の資金不足比率の算定の際に、将来解消が見込まれる金額として資金不足額から控除する額のことをいう。

○基準財政収入額

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第4号）。

具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額で、以下の数式で算出される。

$$\text{標準的な地方税収入} \times (\text{原則として}) 75/100 + \text{地方譲与税等}$$

○基準財政需要額

「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第3号）。

その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

○経常収支比率

経常収支比率については、①普通会計と②公営企業会計で、指標の意味が異なる。それぞれの内容について以下に示す。

- ① 普通会計でいう経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費などの「毎年必ず支出する経常的経費」に、地方税や地方交付税などの「毎年度継続して入ってくる経常一般財源」が、どの程度充てられているかを示す比率であり、この比率が高いほど経常的経費の割合が高く、財政構造の硬直化が進んでいる状況と言える。

なお、昭和40年代には70～80%程度が適当な水準とされたが、当時の全国平均が73%程度で、令和5年度の平均が93.1%であることや、扶助費や社会保障費などの増加をはじめとして歳出構造が大きく変化しており、地方債の充当率も高くなっていることから、経常収支比率が90%であることをもって直ちに財政逼迫を意味するとは限らないとの考え方もある。

- ② 公営企業会計でいう経常収支比率は、

$$\text{経常収益} / \text{経常費用} \times 100$$

で算出され、経常的な費用を経常的な収益でどの程度賄えているかを表した指標で、100を超えると経常黒字となり、大きければ大きいほど良い。

○公営企業会計

公営事業会計のうち、地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部または一部を適用する企業に係る特別会計（法適用企業）及び地方財政法第6条に規定する政令（地方財政法施行令第46条）で定める公営企業のうち法適用企業以外のものに係る特別会計（法非適用企業）の総称。主なものとして、水道事業、交通事業、病院事業および下水道事業などがある。

○公営事業会計

事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計のことをいう。具体的には公営企業会計のほか、国民健康保険事業、介護保険事業および後期高齢者医療事業などがある。

●さ行

○財政健全化指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」に基づき算定される指標で、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」及び「資金不足比率」のことを言う。「資金不足比率」以外の指標は一般会計等で算定し、「資金不足比率」は公営企業会計ごとに算定する。

一般会計等で算定する4指標については早期健全化基準、「資金不足比率」では経営健全化基準がある。これを超過すると自主的な改善努力による健全化を進めることになり、財政(経営)健全化計画を策定し、個別外部監査の要求をしたうえで、議会の議決を得る必要がある。

また、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」及び「実質公債費比率」については、早期健全化基準を上回る財政再生基準がある。これを超過すると国等の関与による確実な再生を進めることになり、財政再生計画を策定し、個別外部監査の要求をしたうえで、議会の議決を得る必要があるのは、財政健全化計画と同じだが、財政再生計画は総務大臣に協議し、同意を求めることができることとなっている。同意が無い場合、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限される。

○債務負担行為

1つの事業や事務が単年度で終了せずに数年度にわたるものや、PFI事業など経費の支出が長期にわたるものなどについては、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で定めることができる。これを債務負担行為という。

債務負担行為は、地方債と同様将来の財政負担となるものであり、収支に表れない赤字要素とも言えるものであることから、財政の硬直化を来さないよう慎重な配慮が必要である。

また、PFI事業や社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金に対する補助など、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものについては実質公債費比率に、これらに係る翌年度以降の支出予定額については将来負担比率にそれぞれ算入されることとなる。

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較した指標で、経営状態の悪化度合いを示すもので、次の数式で算出される。

資金不足比率＝資金の不足額÷事業の規模

資金の不足額＝（流動負債+建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

※資金の不足額、事業の規模ともに地方公営企業法を適用する公営企業についてのもの

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については営業収益に関する特例がある

○実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表しており、以下の数式で算出した、直近三か年の平均値。なお、BからFは準元利償還金と呼ばれる。

$$(A + B + C + D + E + F - (G + I)) / (H - I)$$

A：地方債の元利償還金

B：満期一括償還地方債における1年あたりの元金償還相当額

C：繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと認められる額

D：一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められる額

E：債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

F：一時借入金利子

G：特定財源

H：標準財政規模

I：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

○実質収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、繰越明許費などにより翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。

この実質収支が赤字になった場合には、翌年度以降の収支を逼迫させる直接的な要因となることから、毎年度の均衡収支は財政運営の第一義とすべきものである。

近年の本市においては、平成10年度から平成15年度までの6年間、実質収支が赤字となり、平成13年度には最大25億円を超える実質収支の赤字を抱える危機的状況に陥った。

○市民税

市（町村）民税は、地方税のひとつで、市（町村）が、個人または法人に課する税であり、それぞれ個人市民税、法人市民税と呼ばれる。

個人市民税は、所得に応じて課税する所得割と一定金額を超える所得を有する場合に定額を課税する均等割がある。納税義務者は、市内に住所を有する個人及び事務所、事業所又は家屋敷を有する個人であり、前者は所得割及び均等割、後者は均等割のみとなっている。

法人市民税は、法人税を基に課税する法人税割と資本金等の額並びに市内の従業者数に応じて課税する均等割がある。法人税割については、他市町村にも事務所事業所が存在する場合、法人税額を従業者数で按分して算定する。また均等割は、個人市民税と異なり法人が赤字であっても課税される。

○将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、以下の数式で算出されます。

$$(A + B + C + D + E + F + G + H + I + J - (K + L + M)) / (N - O)$$

A：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

B：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

C：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

D：当該団体が加入する組合等組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

E：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

F：地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

G：当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

H：設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付を行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

I：連結実質赤字額

J：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

K：充当可能基金額

L：特定財源見込額

M：地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

N：標準財政規模

O：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

●た行

○地方交付税

国税のうち、所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合及び地方法人税を原資とし、地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるよう一定の基準により国が交付する税をいう（地方交付税法第2条）。

本来、地方公共団体の財源は自ら徴収する地方税など自主財源をもって賄うことが理想であるが、現実には税源などは地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、一般財源を保障することで、全国の地方公共団体が一定以上の均質した行政運営を行えるよう設けられたのが地方交付税である。

なお、地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は地方交付税総額の94%相当額で、各自治体の交付額は以下の式で算定される。

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

特別交付税は、普通交付税で措置されない個別・緊急の財政需要（地震・風水害などの災害）に対して、算定し交付される。

○地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その元利償還の履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。

本来、地方公共団体は地方債（借金）以外の収入（地方税や地方交付税等）で歳入を賄うことが原則となっているが、地方財政法第5条により、限定的に地方債を発行し、特定の事業の経費に充てることが認められている。

例えば、公共施設を建てる場合、建設年度には多額の費用が必要となるが、その施設は10年後も20年後も利用されることになるであろうことから、建設当時の住民だけが、費用を負担するのではなく、今後施設を利用していく将来世代の住民にも負担してもらい、世代間の費用負担を公平にしようとする制度が地方債制度である。

○地方債許可基準

地方債制度は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)によって、平成18年4月に「許可制度」から「協議制度」に移行した。

これにより、総務大臣又は都道府県知事に協議のうえ地方債を発行することができるものとされたが、実質赤字が一定以上の団体や実質公債費比率が18%以上の団体などは、地方債を発行しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。

本市は平成18年度以降の一時期、実質公債費比率が18%を上回っていることから、この地方債許可基準を超える一般的許可団体となっていた。

○特定目的基金

地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう(地方自治法第241条第1項)。

基金は、特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるために設置されるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるものの2種類に大別される。

●は行

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的規模を示すもので、地方税や普通交付税などの標準的に収入することができる「経常一般財源」の総額と言える。その数値は、実質収支比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率などをはじめとした、基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有する。

○普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。

○ふるさと応援基金

本市を応援しようとする個人または法人等からの寄付金(ふるさと納税)を原資として積み立てている基金。寄附金の額から当該寄附金に係る経費に相当する額を減じた額を基準として積み立てている。

●ら行

○連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額合計と公営企業会計の資金の不足額の合計が、一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字額合計と公営企業会計の資金の剰余額の合計を超える金額を、標準財政規模で除した比率をいう。